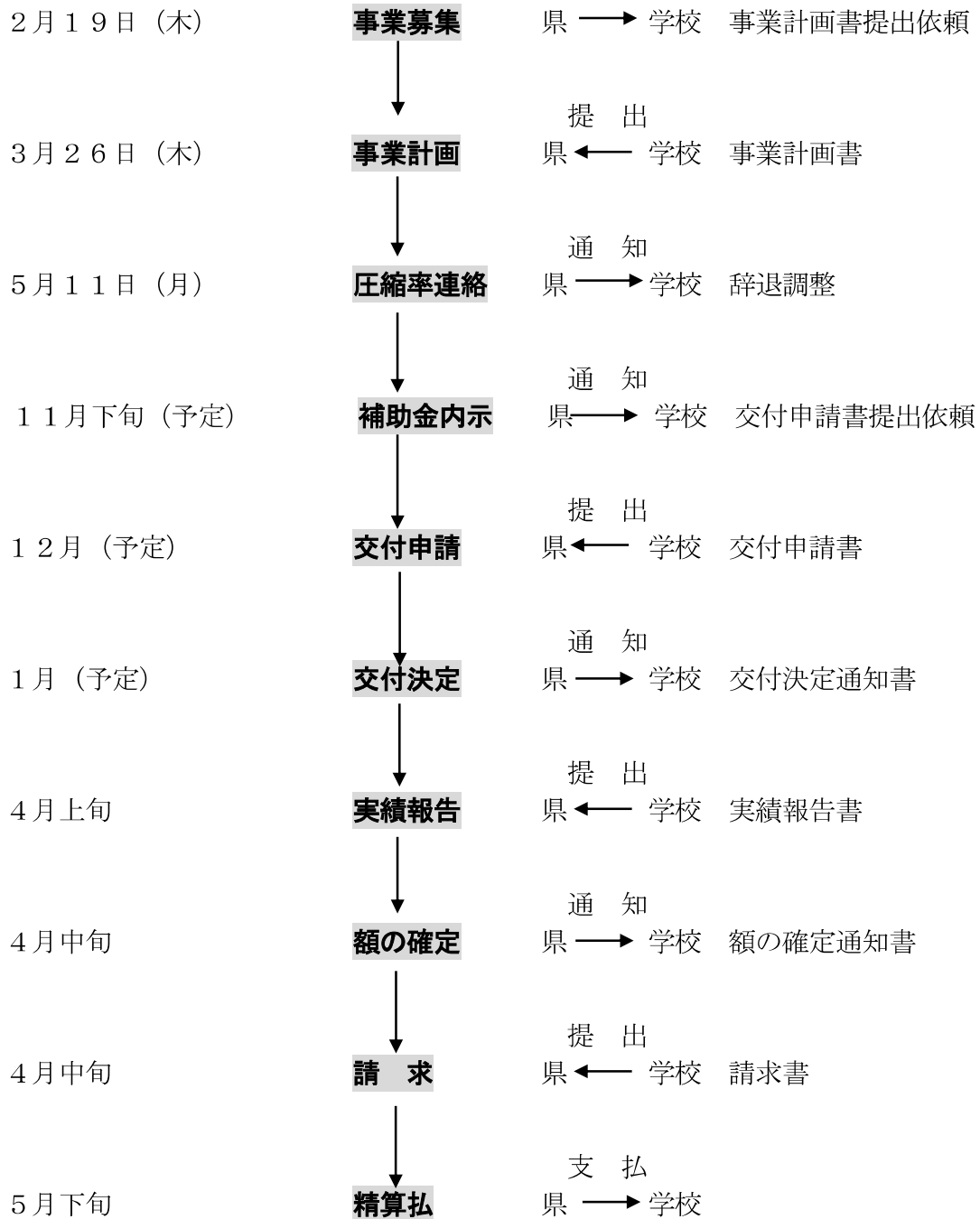


令和8年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金事業日程

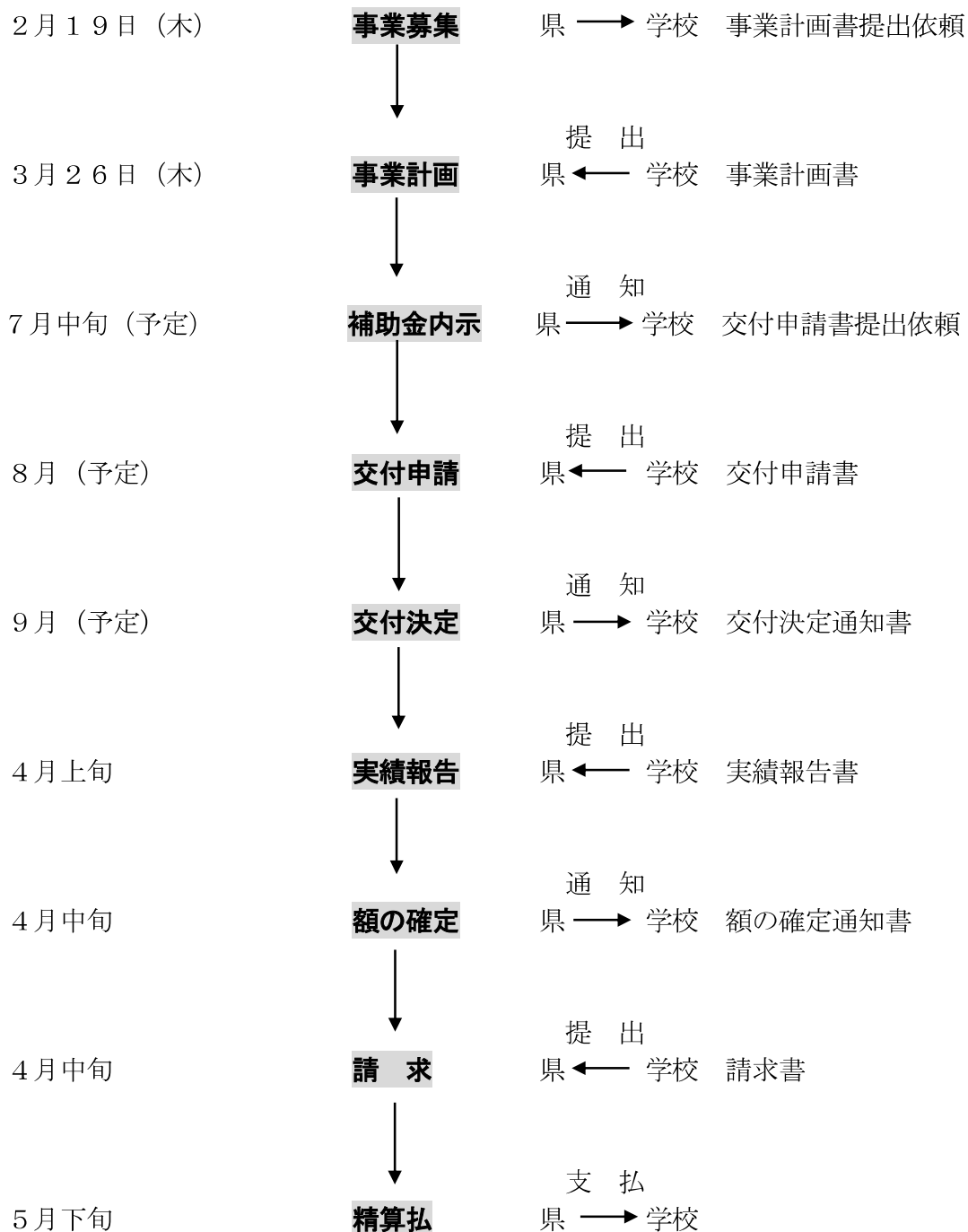
遊具等環境整備事業 一次募集（補助金に対する圧縮あり）の場合



※上記は一般的なスケジュールです。11月頃に国による圧縮率の調整が行われます。
 （他都道府県で事業費の減額があった場合、減額分充当による補助額の変動（増額）の可能性がありますが。）補助金の内示は、調整後の11月下旬頃に行います。
 なお、国の補正予算の状況により、二次募集を行う場合は、別途連絡します。

令和8年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金事業日程

幼児教育の質の向上のための ICT 化支援 一次募集（補助金に対する圧縮なし）の場合



※上記は一般的なスケジュールです。今後の国からの通知のタイミングにより前後することがあります。

なお、国の補正予算の状況により、二次募集を行う場合は、別途連絡します。

7 学振第 2 1 2 1 号
令和 8 年 2 月 1 9 日

各学校法人立幼稚園設置者 様

愛知県県民文化局
学 事 振 興 課 長

令和 8 年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金（遊具等環境整備事業）の一次募集について（照会）

このことについて、標記補助金の申請を希望する場合は、参考資料を参照のうえ、下記により関係書類を提出してください。

本補助金の申請を希望されない場合は、提出の必要はありません。

記

1 提出書類

- (ア) 事業計画書（国様式）【遊具等・一次募集分】
- (イ) 事業計画書（様式第 2 号）【遊具等・一次募集分】
- (ウ) 二者以上の見積書の写し
- (エ) 購入物品の価格等が確認できるカタログ等の写し（必要部分を A 4 判にコピー）

2 提出期限及び提出方法

- (ア) 及び (イ) … 令和 8 年 3 月 2 6 日（木）までにメールで提出
 - (ウ) 及び (エ) … 令和 8 年 3 月 2 6 日（木）までに郵送又はメールで提出
- ※提出期限は厳守いただきますようお願いいたします（期限以降の提出は一切受け付けられませんのでご注意ください）。

3 提出先

- ・アドレス：shigaku@pref.aichi.lg.jp
※件名を「【法人名】教育支援体制整備事業費補助金（遊具等）提出」としてください。
- ・郵送：〒460-8501 【住所記載不要】
愛知県県民文化局学事振興課私学振興室助成グループ 宛て
※封筒に「教育支援体制整備事業費補助金（遊具等）関係書類在中」と記入してください。

4 留意事項

- (1) 事業の概要については、別添を参照してください。特に、補助対象経費と補助対象期間については十分注意してください。（補助対象期間内に購入、契約から支払までの一切の取引が完結できる経費のみ対象としてください）
- (2) 「事業計画書（様式第2号）及び（国様式）【遊具等・一次募集分】」の様式中の記入例をご確認ください。
- (3) 同時に照会をしている「幼児教育の質の向上のためのICT化支援」において提出する事業と重複しないようご注意ください。
- (4) 予算の範囲内での内定となりますので、申請の状況によっては、交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。
- (5) 見積書の提出の際は、**同じ仕様・要件**で二者以上ご提出ください。比較可能な仕様・要件が他社にない場合は、その仕様・要件が必要である合理的な理由であることを説明する業者選定理由書の提出が必要です。
- (6) カタログ等の提出の際は、**該当ページに付せん**を付け、**該当の遊具等にマーカー**をするなど該当箇所を明示してください。
- (7) 県へ提出する書類は、すべて幼稚園の控え（写）を残してください。
- (8) 書類は、A4又はA3でご提出ください（Bサイズ等のものは、Aサイズの白紙等に糊付けしてください）。
- (9) 本補助金の補助対象事業費（補助金額ではない）は、経常費補助金をはじめ他の補助金の補助対象とはなりません。

担 当 私学振興室助成グループ（林）
電 話 052-954-6187
FAX 052-971-9889
メール shigaku@pref.aichi.lg.jp

令和8年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金（遊具等環境整備事業） について

1 事業内容

(1) 補助対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（概ね1週間程度で消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）のうち、以下のものに限る。

- ・ 1台につき50万円以上の遊具
- ・ 1式の購入につき10万円以上の運動用具・教具・保健衛生用品

※「1式の購入」について、セット販売ではないもの（単品）の足し上げでの10万円以上とするのは対象外。

※運動用具・教具・保健衛生用品の品類を超えて合算することはできない。

補助対象外となる遊具等の考え方

- 1 屋外教育環境整備で対象としているアスレチック遊具、野外ステージ等の整備。設備の整備に当たり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等。
- 2 大型遊具、砂場、園庭の芝生化など施設整備に当たるもの（埋め込み式のエアコンなど園舎等に固着するようなものは対象外。組立式プールや砂場を囲うブロックなど、設置後も移動させられるようなものは対象）
- 3 大規模な工事を伴うもの（一つの遊具で500万円以上のもの、設置に1週間以上かかるものは総合的に判断）
- 4 整備した物品のシステム更新料や維持費（設備としての初期投資のみが対象）、運搬費（運賃、送料）等
- 5 園児が使用しないもの（職員が使用する机、いす、コピー機、掃除機、洗濯機、乾燥機、レンジ、芝刈り機等）
- 6 本箱、ロッカー、道具入れ（管理用品としての物品は対象外。教育活動の一環として園児に整理整頓を身に着けさせるための収納用品であれば教具として対象）
- 7 防犯設備（自動警報装置等）、災害用品（備蓄品セット、避難用マット等）
- 8 園バス

※ **国の依頼文及びQ&A**も参考にしてください。

(2) 補助対象者

学校法人又は社会福祉法人（社会福祉法人にあっては、幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

(3) 補助対象期間

事業着手（購入や契約等）：令和8年4月1日から

事業完了（引渡し・支払い）：令和9年3月31日まで

(4) 補助基準額

遊具等環境整備：1施設あたり 1,800千円

(5) 補助率

① 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 1/2

② 令和9年度から幼保連携型認定こども園または
幼稚園型認定こども園に移行する園 1/2

③ 幼稚園 1/3

※ 補助金額の上限

① 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 900千円

② 令和9年度から幼保連携型認定こども園または
幼稚園型認定こども園に移行する園 900千円

③ 幼稚園 600千円

(6) 補助金の計算

千円未満切り捨て

(7) 補助金の支払い時期

事業実施年度の翌年5月末（予定）

2 留意事項

(1) 予算の範囲内での内定となりますので、申請の状況によっては、交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。

(2) 私立学校施設整備費補助金と異なり、当該年度内の事業であれば、内定通知前の事業着手も可とする（国の内定は5月ごろを予定）。

7学振第2121号
令和8年2月19日

各学校法人立幼稚園設置者様

愛知県県民文化局
学事振興課長

令和8年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金（幼児教育の質の向上のためのICT化支援）の一次募集について（照会）

このことについて、標記補助金の申請を希望する場合は、参考資料を参照のうえ、下記により関係書類を提出してください

本補助金の申請を希望されない場合は、提出の必要はありません。

記

1 提出書類

- (ア) 事業計画書（国様式）【ICT・一次募集分】
- (イ) 事業計画書（様式第2号）【ICT・一次募集分】
- (ウ) 二者以上の見積書の写し
- (エ) 購入物品の価格等が確認できるカタログ等の写し（必要部分をA4判にコピー）

2 提出期限及び提出方法

- (ア) 及び (イ) … 令和8年3月26日（木）までにメールで提出
 - (ウ) 及び (エ) … 令和8年3月26日（木）までに郵送又はメールで提出
- ※提出期限は厳守いただきますようお願いいたします（期限以降の提出は一切受け付けられませんのでご注意ください）。

3 提出先

- ・アドレス：shigaku@pref.aichi.lg.jp
※件名を「【法人名】教育支援体制整備事業費補助金（ICT）提出」としてください。
- ・郵送：〒460-8501 【住所記載不要】
愛知県県民文化局学事振興課私学振興室助成グループ 宛て
※封筒に「教育支援体制整備事業費補助金（ICT）関係書類在中」と記入してください。

4 留意事項

- (1) 事業の概要については、別添を参照してください。特に、補助対象経費と、補助対象期間については十分注意してください。（補助対象期間内に購入、契約から支払までの一切の取引が完結できる経費のみ対象としてください。）
- (2) 一つの園において令和7年度以降で補助を受けた最終年度から5年間は、やむを得ない事情による場合を除き補助を受けることができません。
- (3) 「事業計画書（様式第2号）の記入例及び（国様式）【ICT・一次募分】」の記載要領をご確認ください。
- (4) 同時に照会をしている「遊具等環境整備事業」において提出する事業と重複しないようご注意ください。
- (5) 予算の範囲内での内定となりますので、申請の状況によっては、交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。
- (6) 見積書の提出の際は、**同じ仕様・要件で二者以上**ご提出ください。比較可能な仕様・要件が他社にない場合は、その仕様・要件が必要である合理的な理由であることを説明する業者選定理由書の提出が必要です。
- (7) カタログ等の提出の際は、**該当ページに付せん**を付け、**該当のシステムの機能や導入機器にマーカー**をするなど該当箇所を明示してください。
- (8) 県へ提出する書類は、すべて幼稚園の控え（写）を残してください。
- (9) 書類は、A4又はA3でご提出ください。（Bサイズ等のものは、Aサイズの白紙等に糊付けしてください）
- (10) 本補助金の補助対象事業費（補助金額ではない）は、経常費補助金はじめ他の補助金の補助対象になりません。

担 当 私学振興室助成グループ（佐藤）
電 話 052-954-6187
F A X 052-971-9889
メール shigaku@pref.aichi.lg.jp

令和8年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金（幼児教育の質の向上のためのICT化支援）について

1 事業内容

(1) 補助対象経費

保育 DX の推進等を踏まえ、幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するシステム導入や端末の購入等に必要な経費。

① 幼稚園における教員等の業務負担軽減に資するため、以下のⅠからⅣに掲げる機能を1つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費（※）

Ⅰ. 教育に係る計画・記録に関する機能

Ⅱ. 園児の登園及び降園の管理に関する機能

Ⅲ. 保護者等の連絡に関する機能

Ⅳ. キャッシュレス決済に関する機能

※ システム導入に必要な端末等の備品の購入やインターネット環境の整備等を含む

② すでに導入されているⅠ～Ⅳの機能を有するシステムを使用するために必要な端末等の備品の更新費用

③ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に基づくデータベース活用等を実施するための端末等の購入及び通信環境の整備等に必要となる経費。

※ 対象となる備品については、Q&A【幼児教育の質の向上のためのICT化支援】のNo 6、7を参照してください。

※ 事業計画書 国様式（S列）にⅠからⅣあるいは③を選択し入力する必要があります。

<留意事項>

- ・ パソコン・タブレット等の端末や備品は、システムの導入にあたり必要なものであること。ただし、システムを使用するために必要な備品等の更新費用も対象（原則として運搬費・調整費等の付帯経費は除く）
- ・ 対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、システム等のリース料や保守費等については、原則単年度の契約とすること。（複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。）
- ・ すでに導入しているシステムや端末等の保守費、リース料、通信費等について

は対象とならない。

- ・ 通信環境の整備については、大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。
- ・ 一つの園において令和7年度以降で補助を受けた最終年度から5年間は、やむを得ない事情による場合を除き補助を受けることができない。

※国の依頼文及びQ&Aも参考にしてください。

(2) 補助対象者

学校法人又は社会福祉法人（社会福祉法人にあつては、幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

(3) 補助対象期間

事業着手（購入や契約等） : 令和8年4月1日から

事業完了（引渡し・支払い） : 令和9年3月31日まで

(4) 補助基準額

1施設あたり 1,000千円（6学級以下）

1,500千円（7学级以上）

※学級数については、原則として令和7年度学校基本調査で回答のあった学級数とする。ただし、令和8年度に学級数の変更を予定している場合は、令和8年度で回答を行う予定の学級数とする。

(5) 補助率 1/2

(6) 補助金の計算

千円未満切り捨て

(7) 補助金の支払い時期

事業実施年度の翌年5月末（予定）

(8) 予算の範囲内での内定となりますので、申請の状況によっては、交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。

(9) 私立学校施設整備費補助金と異なり、当該年度内の事業であれば、内定通知前の事業着手も可とする（国の内定は5月中旬ごろを予定）。